

## 第30回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、第30回岩手町農業委員会総会は、令和4年12月20日、午後1時30分、岩手町役場第3会議室に招集された。

1、日程並びに今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員及び書記の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 業務報告

日程第4 報告第1号 農地法施行規則（転用の例外）該当届について

日程第5 報告第2号 農地法により貸借された農地の解約について

日程第6 報告第3号 農業経営基盤強化促進法により利用権設定された農地の解約について

日程第7 報告第4号 農地法施行規則（転用の例外）該当届について

日程第8 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第9 議案第2号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

日程第10 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

農業委員

1番 佐々木 金見

3番 田中 正志

4番 佐々木 夏子

5番 福浦 昌博

8番 瀨川 浩美

9番 幅 清一(職務代理)

(議長)10番 松本 良子(会長)

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

2番 乙茂内 丈久

6番 福士 好子

7番 府金 秀一

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員等は、次のとおりである。

事務局長 八戸 裕雄

局長補佐 田村 育江

農地利用係長 千葉 優子  
農地利用最適化推進委員 中関 康一

(開会時刻 午後 1 時30分)

◎開会・開議の宣言

議 長 ただいまから第30回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

◎会議録署名委員及び書記の指名

議 長 日程第1、会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名します。

1 番佐々木金見委員、9 番幅清一委員のご両名をお願いいたします。また、書記は事務局の千葉係長をお願いいたします。

◎会期の決定について

議 長 日程第2、会期の決定について、を議題とします。お諮りします。本総会の会期を本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、会期を本日1日間と決定いたしました。

◎業務報告

議 長 日程第3、業務報告に入ります。事務局より業務報告をお願いします。

事 務 局 長 総会資料とは別の一枚もの、農業委員会業務報告をご覧ください。  
(資料に基づき説明)

議 長 以上で業務報告を終わります。

◎報告第1号

議 長 日程第4、報告第1号、農地法施行規則、転用の例外該当届について、を議題とします。事務局より提案説明を求めます。

局 長 補 佐 報告第1号。議案書は、4ページをご覧ください。

農地法施行規則、転用の例外該当届について、農地法施行規則第29条第16号の規定により、転用の例外届があったので報告するものであります。

議案書 5 ページをご覧ください。

番号 9、土地の所在は、大字大坊第 2 地割地内の畑 264 m<sup>2</sup>の内 2.25 m<sup>2</sup>、番号 10、土地の所在は、大字江刈内第 30 地割地内の田 792 m<sup>2</sup>の内 4.00 m<sup>2</sup>、番号 11、土地の所在は、大字江刈内第 28 地割地内の畑 1,783 m<sup>2</sup>の内 4.00 m<sup>2</sup>の 3 筆について、●●株式会社が無線基地局を設置するものでございます。今後 3 か所とも年内に工事予定でございます。

場所、事業計画書等詳細につきましては、6 ページから 17 ページをご覧ください。以上報告を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認め、以上で報告第 1 号を終わります。

◎報告第 2 号

議 長 日程第 5、報告第 2 号、農地法により貸借された農地の解約について、を議題とします。事務局より提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案書は、18 ページをご覧ください。

農地法により貸借された農地の解約について、貸借の合意解約の通知があったので報告するものでございます。

議案書は、19 ページをご覧ください。

番号 27、土地の所在は、大字川口第 28 地割地内の畑 1 筆 954 m<sup>2</sup>、田 6 筆 3,671 m<sup>2</sup>、合計 7 筆 4,625 m<sup>2</sup>について、記載の方々が農地法第 3 条により使用貸借しておりましたが、双方合意により解約するものでございます。

番号 29、土地の所在は、大字川口第 28 地割地内の畑 2 筆 4,470 m<sup>2</sup>について、親子間にて農地法により使用貸借しておりましたが、解約するものでございます。

この 2 件につきましては、解約後この後に提案しております中間管理事業へ移行するものでございます。

以上、報告を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認め、以上で報告第 2 号を終わります。

◎報告第3号

議 長 日程第6、報告第3号、農業経営基盤強化促進法により利用権設定された農地の解約について、を議題とします。事務局より提案説明を求めます。

局 長 補 佐 報告第3号。議案書は、20ページをご覧ください。

基盤法により利用権設定された農地の解約について、貸借の合意解約の通知があったので報告するものでございます。

議案書は21ページをご覧ください。

番号28、土地の所在は、大字川口第28地割地内の4筆、田2,488㎡について、使用貸借をしておりましたが解約し、中間管理事業へ移行するものでございます。以上、説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認め、以上で報告第3号を終わります。

◎報告第4号

議 長 事務局より追加報告の提出がありました。

日程第7、報告第4号、農地法施行規則、転用の例外該当届について、を議題とします。事務局より提案説明を求めます。

局 長 補 佐 本日お配りしました報告第4号、ホチキス止めになっているものをご覧ください。

農地法施行規則、転用の例外該当届について、農地法施行規則第29条第9号の規定により、別紙のとおり転用の例外届があったので報告するものであります。

申請期限が過ぎており議案書を皆さんに送付した後に届いたものでありますが、報告案件でしたので本日報告させていただきます。また、独立行政法人鉄道運輸機構鉄道建設については、特別法のみなし許可が適用されることから農業委員会の総会案件は省略できるものです。

ページをお開きください。番号12、大字沼宮内第24地割地内の登記地目は、田、現況地目は、公衆用道路及び原野になっている、8筆852.74㎡について、JRが東北新幹線高速化工事を行う上で川原木トンネル出口付近の通路等に利用するためのものです。工事期間は約2年間の期間で工事用通路として使用するものです。以上、報告を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認め、以上で報告第4号を終わります。

◎議案第1号

議 長 日程第8、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第1号。議案書は、22ページをご覧ください。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、農地法第4条第2項の規定を準用し、同条第3項の規定により意見の決定を求めますのでございます。

23ページをご覧ください。

番号11、土地の所在は、大字江刈内第3地割地内の畑3筆197.21㎡について、親族間において贈与し、一般住宅を建築するものでございます。

この議案は4月の議案で提案し承認されており、7月4日に県の許可を得ておりましたが、敷地の接道変更に伴い取消願いを出し、再度申請されたものであります。

場所につきましては、24ページをご覧ください。

事業計画等詳細につきましては、25ページから28ページをご覧ください。

29ページをご覧ください。

番号12、土地の所在は、大字沼宮内第6地割地内の畑314㎡について、一般住宅を建設するため記載の土地代総額記載の500万円にて売買し、転用するものでございます。農地面積分として1㎡当たり15,924円となります。

また、土地代総額500万円については、畑の隣接している雑種地等131㎡も含み合計面積445㎡であり、単純に総面積で計算すると1㎡当たり11,236円となります。

場所等につきましては、30から34ページをご覧ください。

以上、説明を終わります。

なお、現地調査を実施しておりますので、調査員より報告をお願いします。

また、県知事への意見書・調査書につきまして、事務局より説明いたします。

議 長 説明が終わりました。続いて、現地調査報告及び意見書等の説明をお願いします。

中関推進委員 現地調査の結果について、推進委員の中関から報告いたします。

本日、午前9時から福浦委員と事務局で現地を確認して参りました。

5条申請、受付番号11番と12番の農地転用の件について報告します。

11 番の農地は●●の 200 メートルほど南側に、12 番の農地は●●の 150 メートルほど北側にそれぞれあり、どちらも原野状態で管理されておりました。

申請に際し周辺農地への影響はなく、また、転用する計画の面積、内容にも問題がないと確認いたしました。

以上で報告を終わります。

係 長 続きまして、私の方から意見書・調査書について説明します。

受付番号 11 番の申請について説明致します。23 ページから 26 ページをご覧ください。

転用目的は一般住宅建築に伴うものであり、申請箇所及び事業計画は記載の通りとなります。27 ページをご覧ください。

(意見書・調査書の内容を説明)

続きまして、受付番号 12 番の申請について説明致します。30 ページから 32 ページをご覧ください。

こちらの転用目的も一般住宅建築に伴うものであり、申請箇所及び事業計画は記載の通りとなります。33 ページをご覧ください。

(意見書・調査書の内容を説明)

以上、2 件とも許可要件を全て満たしていることから、許可足りうる案件であると考えられます。

議 長 一連の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を打ち切り、これより採決に入ります。

議案第 1 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について、賛成する方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、原案のとおり承認することに決定します。

#### ◎議案第 2 号

議 長 日程第 9、議案第 2 号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第 2 号。議案書は 25 ページをご覧ください。

農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、農地法の適用外証明願が

提出されたので可否の決定を求めるものでございます。

番号 16、土地の所在は、大字江刈内 19 地割地内の現状畑となっている 1,796 ㎡について、昭和 50 年代に県道の道路整備が行われ耕作ができなくなったことと、その後、隣地の所有者の建築物が越境して設置されており現在に至っているものでございます。

場所につきましては、27 ページをご覧ください。

続いて番号 17、土地の所在は、大字五日市第 12 地割地内の畑について 47 年以上前に記載の方が土地を所有した時点で隣接道路の側溝が設置されており、一体的に通路として利用しており現在に至った場所であります。

場所等につきましては、28 ページをご覧ください。

以上、事務局説明を終わります。

なお、現地調査を実施しておりますので、調査員より報告をお願いします。

議 長 続いて、現地調査の報告を担当委員からお願いします。

中関推進委員 現地調査の結果について、推進委員の中関から報告いたします。

先ほどと同じメンバーで現地を確認して参りました。

適用外証明願いの受付番号 18 番から 20 番の農地について報告します。

18 番の対象地は国道 4 号線沿いで●●の 250 メートル南にあり、概ね申請通り原野状態となってから長期間経過しているのを確認いたしました。

19 番の対象地は●●北側すぐの所にあり、申請の通り小屋も見受けられ宅地と一体的に利用されているのを確認いたしました。

20 番の対象地は●●の南西約 100 メートルの所にあり、周辺の山林と一体化しているのを確認いたしました。

それぞれの対象地において、今後農地に復元することは困難であり、農地法の適用を受けない非農地とすることは、やむを得ないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ただいま 3 件の現地調査の説明が終わりました。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第 2 号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、原案のとおり可とすることに決定いたします。

◎議案第3号

議 長 次に日程第10、議案第3号、農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第3号。議案書は40ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき策定された令和4年度岩手町農用地利用集積計画について、可否の決定を求めるものでございます。

41ページをご覧ください。

番号131から、ページをめくって59ページ番号157について、農地中間管理事業による南山形地区、大渡・太布・丸泉寺の地域集積によるものでございます。

農地の所有者出し手は25名、受け入れる認定農業者は4名の方で、農地面積651,434.34㎡の内214,747㎡の集積で、集積率は32.97パーセントとなります。

続いて60ページ番号158から、65ページ175については、土川・新田・下鴨沢地区一部の地域集積分に今回追加するものでございます。

今回の集積面積は96,028.78㎡となっており、前回と合わせますと合計集積面積は951,303.57㎡で、集積率は42.97パーセントとなりました。

以上、説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。質疑ございませんか。

4番佐々木委員 今年の岩手町全体としての集積率出ているのか。

局 長 補 佐 南山形地区は32.97パーセント。現時点で土川新田地区42.97パーセントですが、まだ数件追加がありますので、まだ集計は出ておりません。

9番幅委員 株式会社●●。この団体は、全国各地にあるのか。

事 務 局 長 有機農法で栽培した農産物や加工品を販売している経営体です。全国組織で独自の販売ルートを持っているため一般流通はない、販売先は確保されていると聞いております。

4番佐々木委員 南山形に加工場があり、豆を使ってみそを作っているそうです。



議 長 あと、ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、可とすることに賛成する方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、第3号議案は原案のとおり可とすることに決定します。

◎閉会の宣言

議 長 以上で、本日の日程は終了しました。

これをもちまして会議を閉じ、第30回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後2時10分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名する。

議長 (会長)

1 番

9 番